

子育て家庭を支援する制度

(特別) 児童扶養手当・児童手当をご存じですか？

★子育て支援課 ☎ 1130・市民福祉課 ☎ 1333

次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援することを目的とした福祉制度があります。申請し認定されると、申請した月の翌月分から支給の対象となります。また、各手当は重複して受給することもできます。該当する人は早めの手続きをお願いします。

	特別児童扶養手当	児童扶養手当	児童手当・特例給付
制度内容	精神又は身体に一定の障害がある児童を育てている人に手当を支給する制度	父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている人などに手当を支給する制度	児童の家庭等における生活の安定及び健全育成のために、児童を育てている人に手当を支給する制度
手当を受けられるのは…？	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている人 ※児童が障害による公的年金を受け取ることができる場合、又は施設などに入所している場合は受けられません。	父母の離婚・死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている人や、児童を育てている父又は母に一定の障害があるときなど ※児童とは18歳になった年の年度末まで（ただし、一定の障害のある児童の場合は20歳未満まで）。 ※児童が施設などに入所している場合は受けられません。	中学校修了前（15歳になる日以後の最初の3月31日まで）の児童を育てている人で、家計を支えている人 ※請求者は、父母ともに児童を養育している場合、原則として所得の高い人になります。 ※公務員の人は職場での申請となります。
手当の月額（平成29年度）	●重度障害の児童 月額51,450円 ●中度障害の児童 月額34,270円 ※毎年物価スライドによる見直しがあります。	<全部支給の場合> ●1人目支給額 月額42,290円 ●2人目加算額 9,990円 ●3人目以降加算額 5,990円 ※毎年物価スライドによる見直しがあります。 ※所得や公的年金の受給状況に応じた支給停止措置（減額など）があります。	<所得制限限度額未満の場合> ・児童手当 ●3歳未満の児童 月額15,000円 ●3歳以上小学校終了前 …第1・2子 月額10,000円 …第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円 ※第○子とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童の順番です。 <所得制限限度額以上の場合> ・特例給付 月額一律5,000円

子ども医療費の登録はお済みですか？

★子育て支援課 ☎ 1130・市民福祉課 ☎ 1333

市内に住所があり、医療保険に加入している15歳までの子どもの医療費等を支給しています。利用するには、事前登録が必要です。

原則、登録申請日から支給対象となりますが、誕生日や転入日の翌日から15日以内に申請すると、誕生日や転入日から支給対象となります。

●登録場所 子育て支援課(市役所2階)、市民福祉課(アスパアこだま内)

※「重度心身障害者医療費受給者証」を持っている子どもは、登録不要です。

●登録申請に必要なもの

- ①子どもの健康保険証（できていなくても仮登録をしてください）
- ②家計の主宰者名義の通帳（父母ともに子どもと同居し養育している場合は、原則として所得の高い人）
- ③印鑑（朱肉を使うもの）

【子ども医療費の適正化にご協力ください】

- 緊急時以外は、平日昼間の診療時間内に受診しましょう。
- ジェネリック医薬品の使用について、医師や薬剤師に相談してみましよう。

新入学児童入学説明会を開催

★学校教育課 ☎ 1149

4月に小学校へ入学する児童（平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ）の保護者を対象に、入学説明会を実施します。

対象児童のいるご家庭には、1月中旬に「入学通知書」及び「入学説明会のご案内」を郵送しますので、詳細はそちらでご確認ください。

※金屋小学校は、就学時健康診断時に案内を配布済です。
※通知が届かない場合は、学校教育課へお問い合わせください。

学校名	実施日	受付時間
本庄東小	2月1日(木)	午後1時50分～2時10分
本庄西小	1月25日(木)	午後1時～1時15分
藤田小	2月2日(金)	午後1時～1時25分
仁手小	2月1日(木)	午後1時30分～1時40分
旭小	2月2日(金)	午後1時30分～1時55分
北泉小	1月31日(水)	午後1時30分～1時40分
本庄南小	1月31日(水)	午後1時30分～1時45分
中央小	2月2日(金)	午後1時20分～1時45分
児玉小	2月2日(金)	午後1時～1時20分
金屋小	2月2日(金)	午後2時～2時15分
秋平小	2月2日(金)	午後1時30分～1時45分
共和小	1月25日(木)	午後1時30分～2時

3人以上お子さんのいる多子世帯の子育て負担を軽減

3キュー子育てチケットを配布

★3キュー子育てチケット事務局 ☎ 0570-043-344

県では、子育てサービス等に利用できるチケットを配布しています。チケットは現在申請受付中です。

●対象 平成29年4月1日以降に第3子以降の子どもが生まれた世帯

●金額 3年間で5万円分（1、2年目は2万円、3年目は1万円）

●申請方法 申請書を上記事務局に提出するとチケットが届きます。申請書は、県ホームページ(3キュー子育てチケットのお知らせ)からダウンロード、又は子育て支援課、市民福祉課にあります。

●利用できるサービス 放課後児童クラブ、一時預かり等

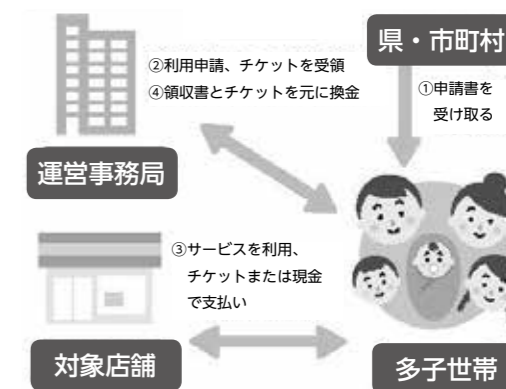
●利用方法 子育てサービス等を利用した際に、チケット又は現金による支払

※あらかじめ登録された事業者で、チケットによる支払ができます(利用できるサービスは、県ホームページで紹介しています)。

※現金で支払った場合は、換金の際に領収書が必要です。



利用方法



「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を配布しています

★子育て支援課 ☎ 1130・市民福祉課 ☎ 1333

全国の協賛店で、買い物や飲食時にカードを提示すると、割引やポイントサービスなどの特典が受けられます。対象世帯で、まだお持ちでない方は、下記の配布場所で配布していますのでご利用ください。

●対象世帯 18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子や、妊娠中の方がいる世帯

●配布場所 子育て支援課(市役所2階)、市民福祉課(アスパアこだま内)、本庄市保健センター

※2枚以上をご希望の場合は、窓口でその旨をお申し出ください。ご家族分をお渡しできます。

多子世帯応援ショップも始まりました

子どもが3人以上いる家庭を対象にサービスが受けられる「多子世帯応援ショップ」も開始しています。※対象世帯が協賛店によって異なるため、「優待カード」は発行していません。

協賛店の情報は下記の埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイトへ

